

2009年3月12日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について（答申）

2009年3月5日付けで諮問（第381号）された生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略について次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性は、「3 審議会の判断理由」に述べるとおり、包括的な必要性があるとは認められないが、本照会に関しては必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は、「3 審議会の判断理由」に述べるとおり、包括的な合理的理由があるとは認められないが、本照会に関しては合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

八王子区検察庁検察官事務取扱検事から、刑事訴訟法第507条（「検察官

又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」)の規定に基づき、生活福祉課で保有する生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。刑事訴訟法第507条の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられている場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、八王子区検察庁検察官事務取扱検事からの照会に対し生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、条例第12条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

また、同法の規定による照会が多数きているところから、今後、同法の規定による照会に対し包括的に生活保護受給者情報を目的外に提供することについて、併せて藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

(ア) 本件照会に対して目的外に提供する個人情報

- a 生活保護受給の有無
- b 対象受給者の住所及び電話番号
- c 生活保護費の支給方法
- d 受給期間

(イ) 今後包括的に目的外に提供する個人情報

生活保護受給の有無

イ 目的外に提供する相手方

(ア) 本件照会に係る個人情報の提供先

八王子区検察庁検察官事務取扱検事

(イ) 今後の照会に係る個人情報の提供先

検察官又は裁判所若しくは裁判官

ウ 目的外提供の根拠規定

刑事訴訟法第507条

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 本件照会に対して個人情報を目的外に提供する必要性

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、

各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した八王子区検察庁検察官事務取扱検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、本件照会について八王子区検察庁検察官事務取扱検事に問い合わせをしたところ、本件は対象者が罰金刑に処されているものの所在が掴めないため適切な処理ができていないこと。対象者が生活保護を受給中であれば、差し押さえができないので、その判断材料としたいとの理由での照会であった。

よって、本件の目的外に提供する個人情報、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものであると判断するものであり、照会そのものの正当性及び公共性は、認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(イ) 今後の照会に対して目的外に提供する必要性

そして、今後についても、本件照会と同様の照会が引き続きあることが想定される。そこで、照会の正当性を捜査機関に確認でき、かつ個人情報管理責任者が目的外に提供する必要性があると認めた場合に限り、今後の同種の照会について包括的に回答する必要性があると判断するものである。

(3) 目的外提供することに伴う本人通知の省略について

ア 本件照会に対して個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

個人情報を目的外に利用させる場合、当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の場合、保護受給者に通知を行うことにより、迅速な裁判執行の妨げにもなると考えられるために本人に通知しないことについて合理的理由があると認められ、八王子区検察庁検察官事務取扱検事からも本人通知は控えて欲しいとの聞き取りをしているため、検察当該通知を省略することとしたい。

イ 今後の同種の照会に対して個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

今後の照会についても、本照会同様に迅速な裁判執行に協力する必要性があることに代わりはない。

そこで、本人通知をすることで迅速な裁判執行の妨げになることを照会者に確認することができた場合に限り、本人通知を省略する合理的理由があると判断し、本人通知を省略するという包括的な取り扱いをすることとしたい。

(4) 提出資料

- ア 裁判執行関係事項照会書
- イ 裁判執行関係事項回答書
- ウ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のと通りの判断をするものである。

(1) 目的外に提供する必要性について

ア 本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、刑事訴訟法第507条に基づくものである。

刑事訴訟法第507条は「検察官又は裁判所若しくは裁判官は、裁判の執行に関して必要があると認めるときは、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならない拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した八王子区検察庁検察官事務取扱検事によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。また、実施機関では、本件照会について八王子区検察庁検察官事務取扱検事に問い合わせをしたところ、本件は対象者が罰金刑に処されているものの所在が掴めないため適切な処理ができていないこと及び対象者が生活保護を受給中であれば、差し押さえができないので、その判断材料としたいとの理由での照会であるとのことであった。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

イ これに対し、実施機関では、刑事訴訟法第507条に基づく照会に対し、回答をすることを包括的に合意している刑事訴訟法第197条第2項に基づく捜査関係事項照会に回答することと同様、生活保護受給の有無については、今後は刑事訴訟法第507条に基づく照会が増加することが想定されるため、本件照会の対象とされた情報と同様の内容につき、照会の正当性が捜査機関に確認でき、かつ個人情報管理責任者が目的外に提供する必要性があると認めた場合に限り、回答する必要があるとしているが、本来、照会の事情は案件毎に異なるものであり、現段階では包括的に承認をすることは適当でなく、今後の動向を見た上で判断するべきである。

以上のことから判断すると、今後の同様の照会について、現段階で包括的に目的外に提供する必要性があるとは認められない。

(2) 目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

ア 個人情報を目的外に利用させる場合、当該個人情報の帰属者に対してあら

かじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存している。

本件の場合、保護受給者に通知を行うことにより、迅速な裁判執行の妨げにもなると考えられるために本人に通知しないことについて合理的理由があると認められ、また、実施機関では、八王子区検察庁検察官事務取扱検事からも本人通知は控えて欲しいとの聞き取りをしている。

以上のことから判断すると、目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

イ これに対し、今後の生活保護の受給の有無についての刑事訴訟法第507条に基づく照会については、前述のとおり、現段階では包括的に承認をすることは適当でなく、包括的に目的外提供に伴う本人通知を省略することは当然に認められない。

以上のことから判断すると、今後の同様の照会について、現段階で包括的に目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があるとは認められない。

以 上